



の の い ち し
野々市市 2012»2021
第一次総合計画
— ダイジェスト版 —

ともに創つくる
ともに育はぐくむ

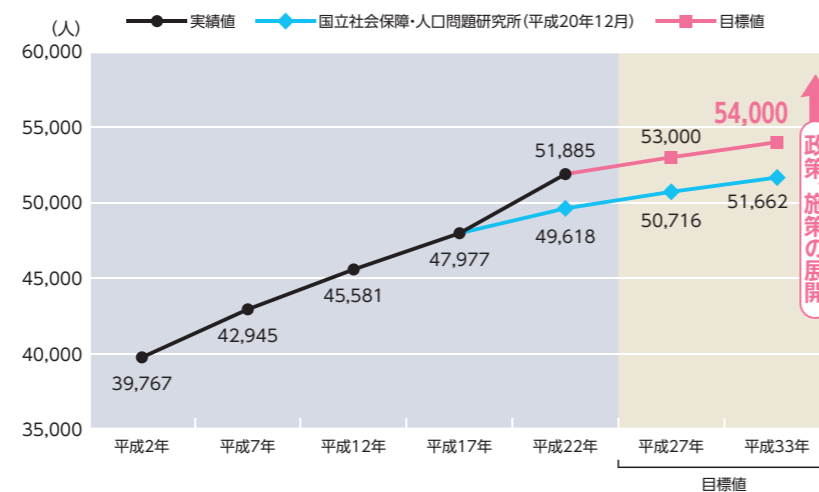
総合計画の趣旨

総合計画は、本市のまちづくりを進めるための最も大切な計画です。
この計画は、本市がめざす将来都市像実現への道標となるものです。
本市が行う政策※1、施策※2、そして事務事業※3は、この計画に基づいて行われます。
この計画では、市制の施行をステップとして、新たな市民ニーズ※4を踏まえた、長期的な展望を示します。
また、この計画によって、市民はもとより、国や県、他の自治体に対して、本市のまちづくりの強い意思を示します。

目標人口

平成22年国勢調査の結果、本市の人口は51,885人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値49,618人を超える人口増加となりました。

この計画における目標人口は、この計画に基づき実施する政策と施策を展開することにより、緩やかな人口増加を見込み、この計画の目標年次である平成33年度の人口を**54,000人**とすることをめざします。



用語の解説

※1 政策
市がめざすべきまちづくりの方向や目的を示すものです。

※2 施策
政策を実現するための方策です。

※3 事務事業
施策を実現させるための具体的な手段です。

※4 市民ニーズ
市民が有している要求、需要のことです。

土地利用の方針

本市の土地利用の方針は、本市固有の自然や歴史と文化遺産に根ざした魅力ある居住地整備や、新たな産業創出のための基盤整備を図るとともに、居住、就業の場、にぎわいなどの機能がバランス良く配置されるよう計画的に誘導していきます。

また、市街化区域内の低未利用地の有効活用を検討しつつ、将来の人口増加に見合う必要最低限の市街地拡大を図り、周辺優良農地と均衡がとれた秩序ある土地利用を推進します。



ごあいさつ

私がまだ子どもだった頃、野々市の多くは豊かな田園でした。
春のたんぼにはカエルやドジョウが泳ぎ、夏にはホテルが飛び交い、秋になれば赤トンボが空いっぱい舞い、冬には雪と親しみ遊ぶ、そんなまちでした。
となり近所とは、まるで家族のようなおつきあいがあり、みんなで子どもたちの遊びを見守っている、そんなまちだったように思い出します。
私が小学生であった昭和45年前後だったと思いますが、家々が建ちならび、まちがにぎやかになりはじめました。
それから40年あまりがたち、まちはますます大きく発展し、平成23(2011)年11月11日には、石川県内で11番目の市になりました。



野々市市長
粟 貴 章

私たちを取り巻く時代や社会は大きく変わり続けています。
毎日の暮らしは昔に比べて格段に便利で快適になり、これからもますます便利で快適になっていくことでしょう。
先人たちが私たちに残してくれた歴史と伝統、そして、築き上げてこられたまちづくりをしっかりと受け継ぎながら、野々市の“市”にふさわしい市場のように人々やモノ、情報や知識などが集い、にぎわうまちづくりを、また、野々市に生まれ、育ち、住むことに誇りと生きがいを感じることができる、そんなただひとつの私たちの“野々市”を、市民の皆さんと一っしょに創っていきたくと思っています。
また、この計画を策定するにあたって、ご協力をいただいた多くの皆さんには、厚く感謝申し上げます。
誰もが憧れ、誰もが住みたくなる、そんな“野々市”をみんなの力で創り上げましょう。

平成24年3月



人の和で 椿十徳

生きるまち

将来都市像

本市には、古い椿が多く見受けられます。
これは、富樫政親が加賀国の守護として野々市に本拠を置いた室町時代に、ふるさとである京都を想い、京都をまねてこの地を築くために、近郊を伏見、山科、高尾と名付け、地域の整備の折に京都から移し植えた椿であると伝えられています。(「野々市町二十年の歩み」より)

世界中に数千種類を超えるといわれる椿には、白い花びらにうすく朱鷺色がかかった上品な花をつける“野々市”という本市の名称を冠した椿があります。

そして椿には、不老・公德・相互一致・謙遜・清浄・矜持・常緑不変・操節・奉仕・厚生という十の美德があり、これを“椿の十徳”といいます。

椿がよく観賞される理由は、花と葉、枝ぶりの総合美にあるといわれています。
また、“徳”という言葉には、精神の修養によってその身に得た優れた品性、人徳などといった意味があります。

本市の歴史の上にもかかわりが深く、また、花をヒトに、葉をモノに、そして枝を知識や情報になぞらえ、これらが和となる総合的なまちづくりを進めたいという思いから、椿をまちづくりの象徴とし、この計画の計画期間である10年後の将来都市像を定めます。

私たちが住む野々市市は、穏やかな地形に恵まれ、活気あふれるまちに成長することができました。しかし、穏やかで活気あふれるまちであっても、大勢の人たちの知恵や力の和がなければ、地域社会は成り立ちません。すべての市民が、本市の花木である椿が持つ十の美德^{※5}と共に、人の和を尊重し、市民の知恵と力を結集することができている、10年後にはそんなまちになりたいと思います。

この将来都市像には、“ここがいい”ではなく“ここがいい”と思えるまちづくりを、“住んでみたい”“住み続けたい”と考えてもらえるまちを、そして、“住み心地一番のまち”になりたいという想いが込められています。

用語の解説 ^{※5} 椿が持つ十の美德 安楽庵策伝(あんらくあんざくでん：1554年～1642年)が収集または見聞した椿についての記録「百椿集(ひゃくちんしゅう)」(里見盈吉著“日本の花”シリーズ 椿)より引用したものです。
安楽庵策伝は、安土桃山時代から江戸時代前期の僧、茶人で、落語家の祖ともいわれています。

まちづくりの理念

本市のまちづくりの普遍的な理念は“愛と和の市民憲章”に定められています。
本市に住む私たちは、いつでもこの理念を心に留め、この市民憲章の実践に努めます。

愛と和の市民憲章(昭和55年11月3日制定)

遙かに霊峰白山を仰ぐ野々市市は、古くから加賀の中心として栄えたところです。
わたしたちは、この恵まれた自然環境と歴史・文化・産業の豊かなまちに住むことを大きな誇りとし、限りなく平和で繁栄することを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。
- 伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。
- 秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。

椿の十徳

- ① 不老の徳
年月を経ても老衰の様子を見せない
- ② 公德を守る徳
落葉しないから木の下は汚れない
- ③ 相互一致の徳
接ぎ木をすれば容易に合着し、互いに別個の新種を作る
- ④ 謙遜の徳
敷蔭に生えて春に花容勝絶、人は庭内に移植したいと思ふ
- ⑤ 清浄の徳
水清き土地によく生育する
- ⑥ 矜持の徳
プライドを失わぬ徳
- ⑦ 常緑不変の徳
葉は常に濃緑で緑色に輝いている
- ⑧ 操節を守る徳
霜枯れがなく、花蕾は春に備えて日毎に膨らむ営みを休まない
- ⑨ 奉仕の徳
毎年花が咲き、栽培者の労に報いて奉仕の心を発揮する
- ⑩ 厚生^の徳
椿油は灯油や食油に用いられ、頭皮や皮膚への栄養にも適し、木材として椿炭、家具、日用品などの木工素材にも適している



将来都市像実現のために

野々市市が、これからも健全な発展を継続し続けるためには、地域の課題を市民と行政が共有し、“住みたいまち”という成果をめざして、真摯に取り組まなければなりません。

本市では、行政サービス※6に民間企業経営の考え方を取り入れ、顧客(市民)志向、成果志向の実現をめざし、より効果的、効率的に行政サービスを提供する新たな公共経営に取り組めます。

本市は、新たな公共経営の対象を次のように定義します。

本市の顧客は“野々市市民”です。
 “市民”とは、本市に住む人たちだけでなく、本市に通勤や通学をされる方、企業、そして各種団体などです。
 本市が市民に提供する商品は“住みたいまち”であり、また、市民は住民自治を担う主役です。
 本市が行う行政サービスは、すべての市民が幸せに生活するために行われます。

市民協働のまちづくり

本市がさらに住みよいまちづくりを進めるためには、本市が潜在的に持っている個性や魅力を再発見し、これらを最大限に発揮できるまちづくりをめざさなければなりません。

そのためには、私たち市民が、自分の住む地域に誇りと愛着を持って、まちづくりに取り組む必要があります。

少子高齢化※7や人口減少社会の到来、情報化社会の進展など社会経済の成熟化に伴い、市民のライフスタイル※8や価値観が大きく変化し、従来は家庭において対応されてきた保育や介護など私的活動であったものが公共サービス※9として求められるようになってきています。

一方、近年では、地域において公共サービスを担ってきた町内会に加えて、企業やNPO※10、その他市民団体など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた団体が、行政と相互に連携し、共に公共サービスの担い手となって、地域の力を創造しようとする意識が高まってきています。

一例として、地域コミュニティ※11の重要性が見直され、町内会を主体とした自主防災組織※12の設置や子どもたちの登下校の見守り活動など、地域を挙げて課題を解決しようとする取り組みがはじめられています。

また、公共サービスには、行政が主体となって担うサービスばかりではなく、電気や電話、公共交通など企業が担う公共サービスも存在しており、今後、公共サービスの担い手は、ますます多様化していくものと思われます。

さらに、これまで高齢者、障害のある方、児童など対象者ごとに考えられていた福祉において、福祉本来の姿である分野を超えた包括的なものとして、地域社会全体で福祉を担う“地域福祉”という考え方も出てきています。

このように“自分たちのまちは自分たちがつくる”という力強い考えのもと、本市の特性を生かした個性豊かなまちづくりをめざすため、地域をよく知り、地域に愛着を持つ市民の力がまちづくりに欠かせなくなってきました。

このようなまちを実現するためには、

自助：自分の責任で自分自身が行うこと。
共助：自分だけでは解決したり、実施することが困難な事柄について、周囲や地域が協力して行うこと。
公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力だけでは解決できないことについて行政が行うこと。

という役割のもと、自分たちでできることは自分たちで、できないことはお互いに補い合うことを改めて認識することが大切になります。

そこに、市民と公共サービスを担うそれぞれの団体が、責任を持って適切な役割を分担する“市民協働”という考え方が生まれてきます。

市民協働の社会は、市民、町内会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力することにより現れます。このためには、長年培われてきた行政主導体質の改善や見直しが必要であり、市民や団体、そして行政も意識改革が求められるとともに、市民協働の社会を実現するための核となる人材の育成も重要になります。

成熟化する社会において、公共サービスの担い手は行政だけではなくなっています。行政を中心とした公共サービスの限界を超えて、既存の団体や仕組みだけでは対応することが難しくなった公共サービスを提供するとともに、新しいニーズに対応していくためには、公

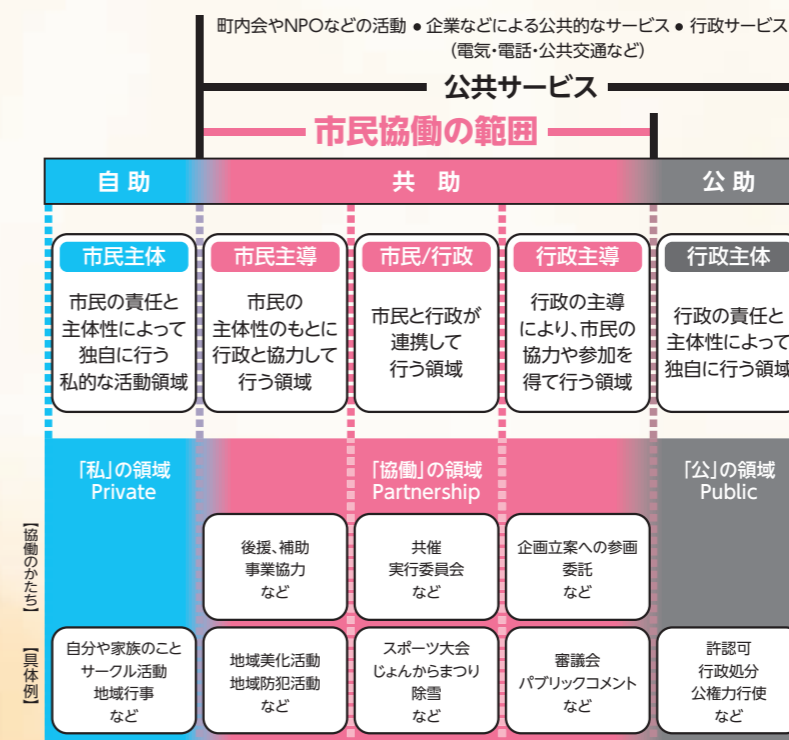
共サービスの在り方を根本的に考え直すことが必要となります。

その一方で、地域で助け合うという生活文化が薄れつつある若年世代が地域の世帯構成の中心になってきていることや、市民の連帯感の希薄化などに伴い、担い手不足、地域活動の停滞などの問題も生じつつあります。

石川県内では、最も若いまちとして知られる本市においても、少子高齢化は着実に進展しています。

私たちは、今の段階、すなわちこの計画の計画期間中に、市民を中心とした自律※13と連携に基づき、ともに創り、ともに育む“市民協働のまちづくり”を実現しなければなりません。

自助・共助・公助と公共サービスの範囲の考え方



用語の解説

- ※6 行政サービス
公共サービスのうち、行政が担うサービスをいいます。
- ※7 少子高齢化
出生数が減少する「少子化」と65歳以上の老年人口が増大する「高齢化」が同時に進行している状況のことです。
- ※8 ライフスタイル
生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことです。
- ※9 公共サービス
市民が日常生活や社会生活を円滑に営むために必要な、基本的な需要を満たすもの、人間の尊厳を守るためのセーフティネットをいいます。
- ※10 NPO
Non Profit Organization(民間非営利組織)の略語で、株式会

社や有限会社と違い、営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人(特定非営利活動法人)」と呼ばれます。本市内には、自然保護、国際協力、スポーツに関するNPO法人が拠点を置いています。

※11 地域コミュニティ
住みよい地域社会の構築を共通の目的として、そこに暮らす地域住民が自主的、主体的に参加して構成された集まりをいいます。

※12 自主防災組織
自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会などの地域住民を単位として組織された任意団体を指します。

※13 自律
自分で自分の行為を規制することです。外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動することをいいます。



まちづくりの基本方針 政策1【市民生活】

一人ひとりが担い手のまち

野々市市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくります。

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加や参画が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから一歩前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、“もしかしたら、自分たちでできるかも知れない”と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりをめざします。

まちづくりの基本目標

- 施策1 市民協働のまちづくり
- 施策2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上
- 施策3 多文化共生と国際・国内交流の充実
- 施策4 思いやりのまちづくり

まちづくりの基本目標

- 施策1 地域福祉社会の創造
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 高齢者と障害のある方の福祉の推進
- 施策4 子育て支援の推進

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、福祉のまちをめざします。

高齢化が進行するなかで、自らの経験や知識を生かした社会参加や社会貢献により、健康的で生きがいを持って生活できる環境をつくり、障害のある方もない方も、住み慣れた地域で、生きがいと誇りを持って自立した生活を送ることができるまちをめざします。

また、地域全体で安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるとともに、地域が助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる、心のかよう福祉都市をつくります。



まちづくりの基本方針 政策2【福祉・保健・医療】

生涯健康 心のかよう福祉のまち



まちづくりの基本方針 政策3【安全安心】

安心とぬくもりを感じるまち

地域ぐるみで、地震や風水害などの自然災害に対する防災機能の向上を図り、自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して防災対策を充実するとともに、予期せぬ災害や緊急時における消防・救急体制を強化し、安全で安心して暮らせるまちを実現します。

また、交通安全対策や防犯活動を推進するなど、まちの安全性を高め、市民が安全と安心を手に入れることができる、市民の未来は市民総ぐるみで守る、ぬくもりを感じることのできるまちをつくります。

まちづくりの基本目標

- 施策1 防災対策の充実
- 施策2 消防と救急体制の充実
- 施策3 交通安全対策の強化
- 施策4 防犯対策の強化
- 施策5 消費者の利益の保護

まちづくりの基本目標

- 施策1 環境負荷の少ない社会の構築
- 施策2 生活環境の保全
- 施策3 環境保全のために行動するひとづくり

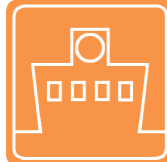
市民一人ひとりが地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷^{※14}の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、公害の抑制や身近な自然である田園の環境を保全し、季節の彩りを身近に感じることができるまちづくりをすすめます。

まちをきれいに、そして地球をきれいにしたいという意識の種を^まま^{まちじゅう}、街中の、国中の、世界中の人々に、この思いが広がり花開くことを願い、市民一人ひとりの意識と行動のもと、ごみの減量化や適正処理、資源の循環利用などを通じて昔ながらの大切な原風景である田園や用水路などの身近な自然環境の保全に努め、赤とんぼやカエル、そして市民も住み続けたいと思えるまちをめざします。



まちづくりの基本方針 政策4【環境】

環境について考える人が住むまち



まちづくりの基本方針 政策5【生涯学習・教育】

みんながキャンパスライフを楽しむまち

工業系の金沢工業大学、生物資源環境系の石川県立大学、生涯学習系の放送大学石川学習センターの3校の大学を有する本市において、本来の大学構内(キャンパス)だけではなく、まち全体をキャンパスに見立て、生涯にわたって楽しみながら学ぶことのできるキャンパスシティをめざしていきます。

学校教育、特に義務教育を生涯学習の基盤となる基本的な知識、技術、学ぶ意欲を育成する場と位置づけ、未来の野々市市を担う“ののいちっ子”の生きる力の育成に向けて、家庭、地域、学校が一体となり教育力の向上に取り組めます。

また、生涯学習活動の充実や生涯スポーツ振興などの学びを通じて、新たなつながりができ、そして生きがいや心の豊かさを実感できる地域社会をつくれます。

まちづくりの基本目標

- 施策1 知・徳・体のバランスが取れた教育の充実
- 施策2 家庭、地域、学校の連携強化と開かれた学校づくり
- 施策3 生涯学習社会の充実
- 施策4 文化・スポーツ活動の充実
- 施策5 文化の継承と創造と担い手の育成

まちづくりの基本目標

- 施策1 商工業の活性化
- 施策2 農業の活性化
- 施策3 勤労者福祉の充実
- 施策4 観光資源の発掘

地域の特性を生かした産業間または、農と商工、産学官^{※15}の連携により、農業や地域産業の育成を図ります。

まちににぎわいをもたらす市街地の活性化対策などを進め、まちなかの商店と郊外型の商業施設の役割分担を明確にし、それぞれが持つ特徴を生かしながら、商業の活性化を推進します。

また、就業の場の確保と経済活動を活発化するとともに、本市が主催するイベント内容の見直しや野々市の魅力の再発見などを進め、観光資源の発掘を行い、交流人口の拡大を目指すことによって、キラリと光る人とにぎわいがあふれるまちをめざします。



まちづくりの基本方針 政策6【産業振興】

野々市産の活気あふれるまち



まちづくりの基本方針 政策7【都市基盤】

くらし充実 快適がゆきとどくまち

今後も増加すると見込まれる人口に対応するため、必要な宅地開発を進めるとともに、伝統的な街並みの保全や良好な景観の形成に努め、ゆとりのある住環境の形成に取り組めます。

コンパクトな本市であるからこそできる、野々市らしい安全と快適さが行き届くまちづくりをめざし、市内外の移動や交流に役立つ交通網や各種都市施設の充実を図り、まちなかでの緑の創出につながる公園や、緑地の充実を図るとともに、河川改修と親水環境^{※16}の創出など、市民に憩いとやすらぎを与える都市基盤施設を充実し、魅力ある住みよいまちをつくれます。

まちづくりの基本目標

- 施策1 魅力ある街並み形成と住環境整備
- 施策2 交通の円滑化と公共交通網の充実
- 施策3 雨水排水対策の充実
- 施策4 循環する水資源の適正利用

まちづくりの基本目標

- 施策1 開かれた市政の推進
- 施策2 人材育成の推進
- 施策3 安定した行財政運営の推進

地方分権の進展により、自治体として自らの決定と責任でまちづくりを進めることが、これまで以上に強く求められています。

適切な組織づくりを行うとともに、情報技術を活用した効率的な事務を行い、企画力や職務遂行能力の高い職員を育成し、その能力を最大限に活用していきます。

市民に対して満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、人員の適正配置をはじめ、職員の政策形成能力と職務遂行能力の向上を図るための人材育成に注力します。

最少の経費で最大の効果を生み出すよう選択と集中によるメリハリのある政策決定を行うとともに、行政情報の公開や提供に努め、市民との協働の理念に基づく、開かれた信頼される行政経営を推進します。



まちづくりの基本方針 政策8【行財政運営】

住み続けたい! をみんなの声でつくるまち

用語の解説 ※15 産学官 産業(民間企業)、学校(教育・研究機関)、官公庁(国・地方自治体)の三者を指します。本市では、産学官連携事業(産=市内酒造会社、学=石川県立大学、官=野々市市)により、純米吟醸酒「いち穂」がつけられるなどの取り組みを行っています。

※16 親水環境 河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、水遊びのできる場所などを設けて、水に触れたり、接したりと水辺に親しめるようにしたものです。

将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」を実現するための原動力として、次の3つを重点プロジェクトとして定め、関連する施策について重点的、戦略的に取り組みます。

重点プロジェクトⅠ 市民が主役のまちづくりプロジェクト

■市民協働のまちづくり

市民、町内会、各種団体、企業、行政、それぞれが、お互いの役割を認識し、協力し合う市民協働のまちづくりの実現に向けて、講演会などを通じて意識の向上を図るとともに、これからのまちづくりや、自分たちができることなどについてみんなで検討し、市民が身近に感じられる「まちづくり基本条例」を制定します。



■地域ネットワークの強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また、お互いに尊重し、支え合い、助け合うために、市民が持つ豊かな知識と経験を生かすことのできる環境を急時や災害時、また、地域福祉社会の到来を見据えた地域ネットワークの強化を推進します。



■誇りと愛着を持つひとづくり

子どもたちには、本市が有する身近な歴史文化に触れる機会を充実し、全国から集まる大学生や新たな市民には、本市の持つ魅力を伝え、本市を良く知る市民は、その知識を多くの方に伝えることにより、すべての市民が本市に愛着と誇りを持つことができる気運を育みます。



重点プロジェクトⅡ 地域資源の創出プロジェクト

■知的資源の地域への還元

地域に埋もれている本市の個性、独自性、魅力などの資源を再発見し、市民が地域に愛着を持ち、住みたくなるまちづくりを推進します。また、再発見した地域資源を最大限に発揮するため、市民への周知と交流の機会を拡大します。

さらに、大学との連携事業である地域課題の解決に向けて大学生が考えるまちづくりの企画提案のうち、高い効果が期待できるとされる企画提案に対し、事業化に向けた支援を行います。



■産学官連携による新産業の創造

大学が持つ知識と資源とができる研究開発拠点を整備し、新たな地域期待が高い産学官連携の共同研究プロジェクトへの支援を行います。



おむき ■趣のある街並みの整備と保全

歴史的な建造物が集まる旧北国街道沿いの地域などにおいて、趣のある良好な風景や記憶の継承という観点から、その保存や活用を通じて市民がまちに対する愛着を持ち、より多くの人にそれらの価値を伝え、楽しい発見のあるまちをつくります。



重点プロジェクトⅢ 集いとにぎわい創出プロジェクト

■ヒトやモノの集いとにぎわいの創出

野々市の名称の由来でもある「市」のようにヒトやモノ、そして知識や情報の集いとにぎわいを創出します。また、住む人にとって魅力的な街並み整備や回廊づくりによる求心力の向上を図り、人が集い、にぎわう環境を創出します。さらに、住宅の耐震改修、若い世代などの戸建住宅取得に対する支援など、誰もがライフスタイルや地域状況に応じて、安心して住むことのできる住環境づくりを促進します。



■住み続けたい環境の創出

生涯にわたって子どもたちからお年寄りまで一緒に楽しく過ごせるまちをめざし、生涯学習、生涯スポーツ、健康増進に向けた豊富なメニューをつくとともに、多様な子育て支援両立支援の推進などにより、定住化を促進します。

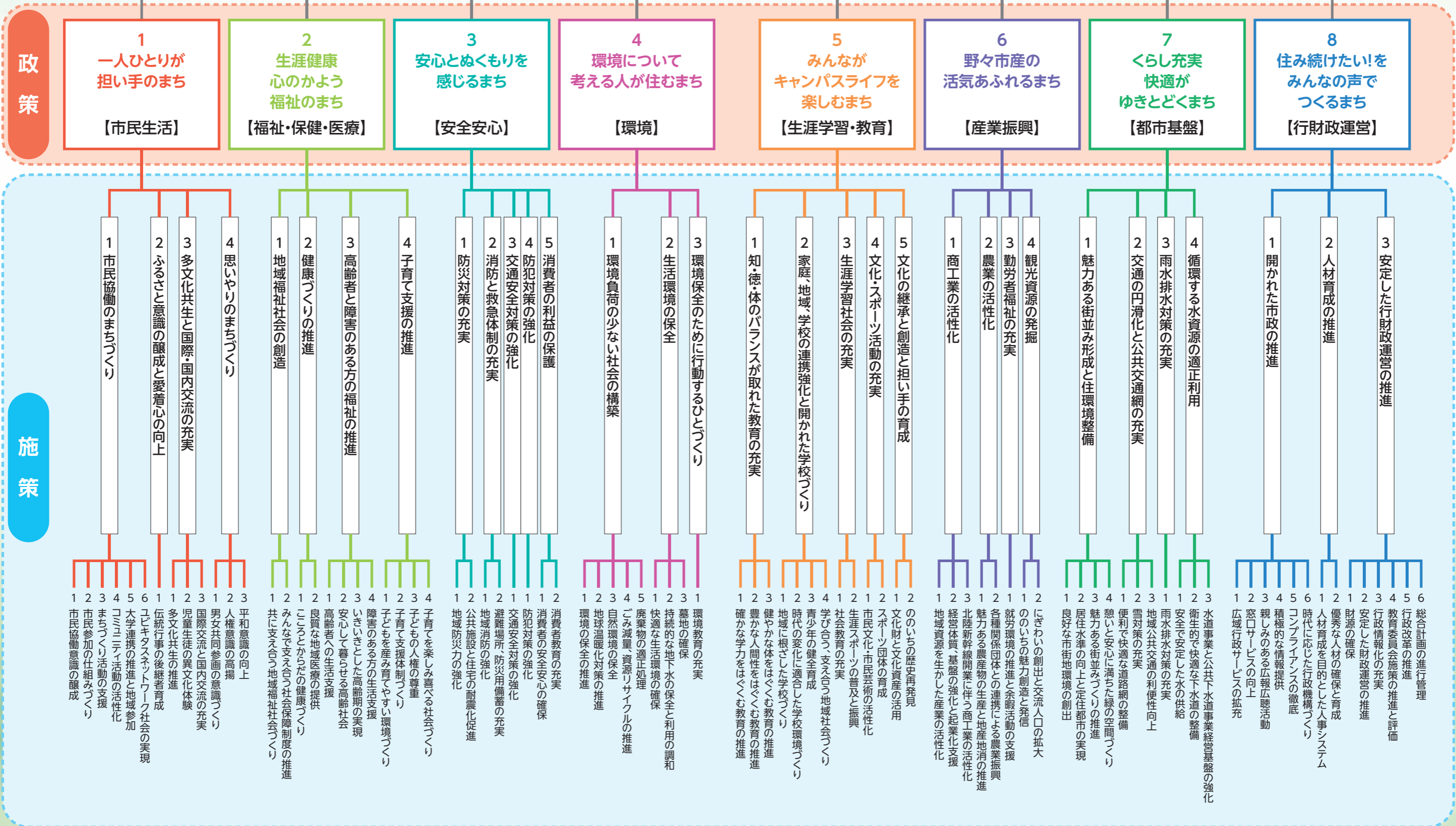


■人にやさしい生活環境づくり

主要な生活関連施設をつなぐ公共交通環境を充実させ、市民の外出や移動を支援するとともに、誰もが安全で安心して歩くことができる、人にやさしい生活環境を創出します。まちの中を歩くことで、新たな発見があるなど、健康づくりのための一助にもなります。



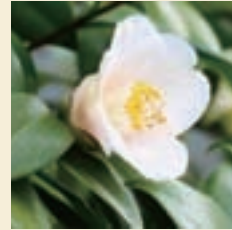
将来都市像「人の和で 椿十徳 生きるまち」





市章

旧野々市町、富奥村の合併5周年を記念して、昭和35年6月15日に制定されました。市章は、平仮名で“のの”を組み合わせて分銅を形成し、市の融和発展を象徴した簡潔清爽な意匠となっています。



市の花木

市の花木は椿(ツバキ)です。(昭和49年6月19日選定)
椿には「野々市」という、本市の名称を冠した白にうすく朱鷲色がかかった美しい品種があります。

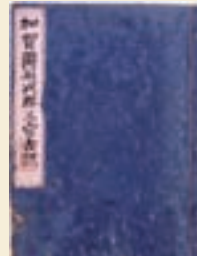
地名の由来

白山本宮(白山比咩神社)には、鎌倉時代末期の1312年に記されたとされる古文書が残されています。この古文書「三宮古記」には、水引神人^{みずひきしにん}※17と呼ばれる人たちが「野市」^{ののいち}に住んでいたとの記述があり、これが「野々市」という地名の最古の文字史料とされます。また、1486年には、当時の山伏集団の中心的存在であったとされる京都聖護院の道興^{しやうごいん どうこう}という人物が、石動山天平寺を参拝するため野々市を通過した際に、次の和歌を詠んでいます。

風おくる 一村雨に 虹きえて のゝ市人は たちもをやます

虹がかかっていた空に、風が吹き、にわか雨が降ってきたにもかかわらず、野々市の人たちは、忙しそうに仕事(立ち回り)を続け止めようとしな

い。人々が集い^{いち}「市」で活発な商業活動を行っていた当時の野々市のにぎわいを知ることができ、野々市^{ののいち}という地名は、約700年前からこの地で使われていた由緒ある地名であることがわかります。



白山比咩神社所蔵重要文化財「三宮古記」



道興の歌碑(布市神社)

用語の解説 ※17 水引神人 寺社の堂の前に横に張られた細長い幕を水引幕といい、この幕を白山に奉納することによって、藍染めの製造や販売の特権を得ていた紺掻^{こんかき}(藍染めの職人)をいいます。

野々市市第一次総合計画 ～ともに創る とともに育む～ ダイジェスト版

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地
Tel 076(227)6000 Fax 076(227)6255

より詳しい内容の総合計画本編は市ホームページでご覧になれます。
http://www.city.nonoichi.lg.jp/kikaku/designing_nonoichi.html



本誌の印刷には、環境保護に配慮し、再生紙、植物油インクを使用しています。